



日本のまんなか
水と緑といで湯の街渋川市

令和6年6月第1回市長定例記者会見

- ・日時 令和6年6月3日(月)
午後1時
- ・場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 令和6年度渋川市子ども会大会を開催します（資料1）
- 2 「渋川市地球温暖化に係る熱中症対策方針2024」を策定しました（資料2）
- 3 生活圏へ出没する有害鳥獣の連絡体制を強化します（資料3）
- 4 渋川市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）の返礼品として
「『頭文字D』コラボグッズ」の提供を開始します（資料4）
- 5 渋川市北上野農業振興館を利活用する事業者を募集します（資料5）
- 6 美術館開館記念展Ⅲ「第21回渋川市民美術展」を開催します（資料6）

その他資料提供

- ・二子山部屋こども相撲教室を開催します（資料7）

○次回開催予定

日時：令和6年6月10日(月) 午後1時～
場所：本庁舎記者会見室

市長の主な週間日程

月 日	時 間	件 名	場 所	所 管
6月3日(月)	9:00	庁議	市役所本庁舎	政策戦略課
	13:00	市長定例記者会見	市役所本庁舎	広報室
	15:00	企業版ふるさと納税に係る寄附企業への感謝状贈呈	トーション産業(株)研修所兼保養所(赤城町)	広報室
6月4日(火)	9:30	令和6年度第1回渋川市公文書等管理審議会(委嘱状交付式)	市役所本庁舎	総務課
	17:30	渋川地区自治会長OB会行政懇談会	ホワイトパーク	市民協働推進課
6月5日(水)	9:30	長寿者顕彰	市内	高齢者安心課
	18:00	令和6年度渋川市自衛隊家族会総会及び懇親会	ホワイトパーク	危機管理室
6月6日(木)	13:00	八木原周辺整備事業検討委員会から要望書の提出	市役所本庁舎	交通政策課
	14:00	令和6年度渋川北群馬地区学校保健会定期総会	北橘公民館	学校教育課
6月7日(金)	9:00	第1回渋川市食品ロス削減推進協議会	市役所本庁舎	環境森林課
6月8日(土)	10:00	しぶかわ未来共創推進会議	市民会館大ホール	政策戦略課
6月9日(日)				
6月10日(月)	9:00	庁議	市役所本庁舎	政策戦略課
	13:00	市長定例記者会見	市役所本庁舎	広報室
	15:00	古巣地区自治会連合会から要望書の提出	市役所本庁舎	中央公民館

資料1

令和6年度渋川市子ども会大会を開催します

「令和6年度渋川市子ども会大会」を6月16日(日)に開催します。優良子ども会・育成功労者表彰式及び優良子ども会活動事例発表会のほか、レクリエーションとしてサイエンスマジックショーの観覧を行います。

1 目的

子ども会大会は、渋川市教育委員会及び渋川市子ども会育成会連絡協議会の主催事業として、平成19年度から開催してきました。渋川市の各地区子ども会活動及び育成会活動の活性化と基本的な指導力を養うこと目的として開催し、会員及び各地区連絡協議会相互の親睦や、渋川市子ども会育成会連絡協議会としての相互理解と連帯感の醸成を図ります。

2 日 時 令和6年6月16日(日) 午前10時～午後0時15分

3 場 所 渋川市子持社会体育館（渋川市吹屋658-10）

4 内容

(1) 開会式（午前10時～10時15分）

- ・あいさつ 渋川市子ども会育成会連絡協議会会長
渋川市教育委員会教育長

(2) 優良子ども会・育成功労者表彰式及び優良子ども会活動事例発表会
(午前10時20分～11時)

- ・優良子ども会・育成功労者表彰式（7地区）
- ・優良子ども会活動事例発表（7地区）

(3) サイエンスマジックショー（午前11時10分～正午）

(4) 閉会式（午後0時5分～0時15分）

5 参加人数 子ども90人、大人72人（予定）

※子ども会大会の参加申込期間は終了しています

6 優良子ども会・育成功労者表彰式及び優良子ども会活動事例発表会

(1) 表彰について

子ども会・育成会組織として継続して活動し、その業績が顕著である会について、地区協議会長の推薦があったものについて表彰を行います。

(2) 表彰対象子ども会・育成会

- ・八木原子ども会育成会（古巻地区）
- ・上三原田子ども会（赤城地区）
- ・石原西子ども会育成会（豊秋地区）
- ・下中郷田向子ども会（子持地区）
- ・八崎第一子ども会（北橘地区）
- ・小野上地区第一支部・第二支部・第四支部子ども会育成会（小野上地区）
- ・上郷子ども会育成会（南地区）

(3) 活動事例発表会

表彰を受けた各会の児童・生徒たちがスライド等を使用し、各会の子ども会活動事例や各会の紹介を行います。

7 サイエンスマジックショー

小学校教員免許を取得している、若手実力派マジシャン塙原ゆうき氏によるサイエンスマジックショーを観覧。「水」と「空気」の不思議をマジックを通じて体験します。

8 主 催 渋川市教育委員会渋川市子ども会育成会連絡協議会

9 会見出席者 渋川市子ども会育成会連絡協議会 会長 井口 亨 氏

参考

渋川市子ども会育成会連絡協議会

市内各協議会（古巻、赤城、豊秋、金島、子持、北、北橘、小野上、南の9地区）の連携調整を図り、子ども会活動の促進・向上を図ることを目的とした組織。

現在会員数4,095人

■問い合わせ先

教育部 部長 斎藤 章吉（内線4930）

担当：生涯学習課（電話0279-22-2500）

課長 照井 智子（内線4950）

青少年係長 狩野 美菜子（内線4951）

資料2

「渋川市地球温暖化に係る熱中症対策方針2024」を策定しました

気候変動適応法の改正に伴い、これまでの「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」に加え、新たに「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が創設されました。これを踏まえて渋川市は、市民の健康被害の防止を図りながら長期的な地球温暖化対策に取り組むには、庁内の部局横断的な対応が必要であると判断し、渋川市独自の「渋川市地球温暖化に係る熱中症対策方針2024」を策定しました。

1 目的

近年の著しい暑さに対応するため気候変動対応法が改正され、令和6年4月1日に施行されました。この改正法の円滑な実施による、市民の健康被害の防止を図りつつ長期的な地球温暖化対策に取り組むには、市役所の部局横断的な対応が必要であることから、「渋川市地球温暖化に係る熱中症対策方針2024」を策定したものです。

2 対応方針の主な内容

（1）事前準備

- ①制度周知及び民間事業者との連携体制の構築
- ②市民が利用できる暑さ対策施設（しぶかわ涼みどころ ※1）及び指定暑熱避難施設（クーリングシェルター ※2）の指定及び市ホームページでの公表

※1 暑さ対策施設（しぶかわ涼みどころ）とは

渋川市が暑さ対策施設として独自に設置するもので、小中学校、学校給食共同調理場、保育所、幼稚園、こども園、各有料施設を除く市内全ての市有施設を指定します。稼働期間は、各市有施設の通常の開設日、開設時間となります。

なお、民間施設でも開設いただけるよう、民間事業者への協力依頼を行います。

※2 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）とは

市内11公民館を指定します。稼働期間は、各市有施設の通常の開設日、開設時間となります。

- ③各所属による、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）及び熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発表時の対応方針の策定、対応体制の構築及び対応方針の全庁的な共有

（2）熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）発表時の対応

熱中症警戒情報（熱中症警戒）は、群馬県内の暑さ指数情報提供地点いずれかにおいて暑さ指数が33を超えると予測された時点で環境省が発表

- ①渋川市では群馬県内の暑さ指数情報提供地点いずれかにおいて暑さ指数が31を超えると予測された時点で渋川市独自の熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）を市ホームページや市LINEで発表

- ②渋川市では前橋市内の暑さ指数情報提供地点において暑さ指数が33を超えると予測された時点で防災無線による注意喚起の実施
- ③事前に策定されたイベント毎の対応方針により熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）発表時に対応策を実施
- ④熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）伝達スキームの構築
- ⑤各所属における対応構築及び情報共有
- ⑥市民への熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）の周知

(3) 热中症特別警戒情報（热中症特別警戒アラート）発表時

- ①热中症特別警戒情報（热中症特別警戒アラート）伝達スキームの構築
- ②指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）開設及び開設後の情報共有
- ③各所属における対応方針の策定、対応体制の構築及び全庁的な情報共有
- ④市民への热中症特別警戒情報（热中症特別警戒アラート）の周知

3 運用期間 令和6年6月1日(土)～10月31日(木)

※翌年度以降は、国の基準や前年の気温等を考慮し運用期間を変更する可能性があります

参考

気候変動対応法の主な改正内容

(1) 热中症警戒情報（热中症警戒アラート）とは

热中症警戒情報は、各都道府県内に設置された暑さ指数情報提供地点のいずれかにおいて暑さ指数が33以上となることが予想される場合に、府県予想区等内単位で発せられるものです。群馬県内には13箇所指定されています。

(2) 热中症特別警戒情報（热中症特別警戒アラート）の創設

热中症特別警戒情報は、各都道府県内に設置された暑さ指数情報提供地点の全てにおいて暑さ指数が35以上となることが予想される場合に、環境大臣により都道府県単位で発せられるものです。群馬県内には13箇所指定されています。

(3) 市区町村長による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定、開放及び情報の公開

市区町村長は、あらかじめ指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定し公開すること、热中症特別警戒情報（热中症特別警戒アラート）が発せられた際に同施設を開放することとされています。

■問い合わせ先

市民環境部 部長 田中 良（内線1100）

担当：環境森林課（電話0279-22-2114）

課長 入澤 仁（内線1140）

環境政策係長 小林 哲彦（内線1146）

「渋川市地球温暖化に係る熱中症対策方針2024」

令和6年6月1日 市民環境部環境森林課

地球温暖化に伴う気候変動により熱中症は増加傾向にあり、このまま地球温暖化が進行すれば、極端な高温リスクの増加も見込まれるおそれがあります。

この度、気候変動適応法が改正され、これまでの「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」に加え、新たに「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が創設されました。

このようなことを背景に、近年の夏の暑さから市民の健康被害の防止を図るために、庁内の部局横断的な対応が必要であると判断し、このたび、「渋川市地球温暖化に係る熱中症対策方針2024」（以下、「対応方針」という。）を策定しました。

1 基本的な考え方

地球温暖化に伴う気候変動により、熱中症による救急搬送人員は国内において毎年数万人を超え、死者数は5年平均1,000人を超える高い水準で推移しています。

危険度の増す暑さから市民の健康被害の防止を図るため、庁内他部局との連携体制を構築し、情報伝達系統の確認、暑さ対策施設の指定、各所属におけるイベントや施設における対応方針を策定し、「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」等が発せられた際の適切な対応につなげます。

この方針に基づき、渋川市では市民環境部環境森林課により各所属への対策方針の策定を依頼し、その方針を集約、全庁集約を行うとともに、市における対策本部機能を担います。

また各種団体や事業者等への協力依頼を行い全市的な対応体制の構築を図ります。

なお、こうした対応を継続していくことで、地球温暖化対策への市民の興味関心づくりを推進し、脱炭素やCO₂削減のための行動変容にもつなげていきます。

2 渋川市の対応について

(1) 事前準備について

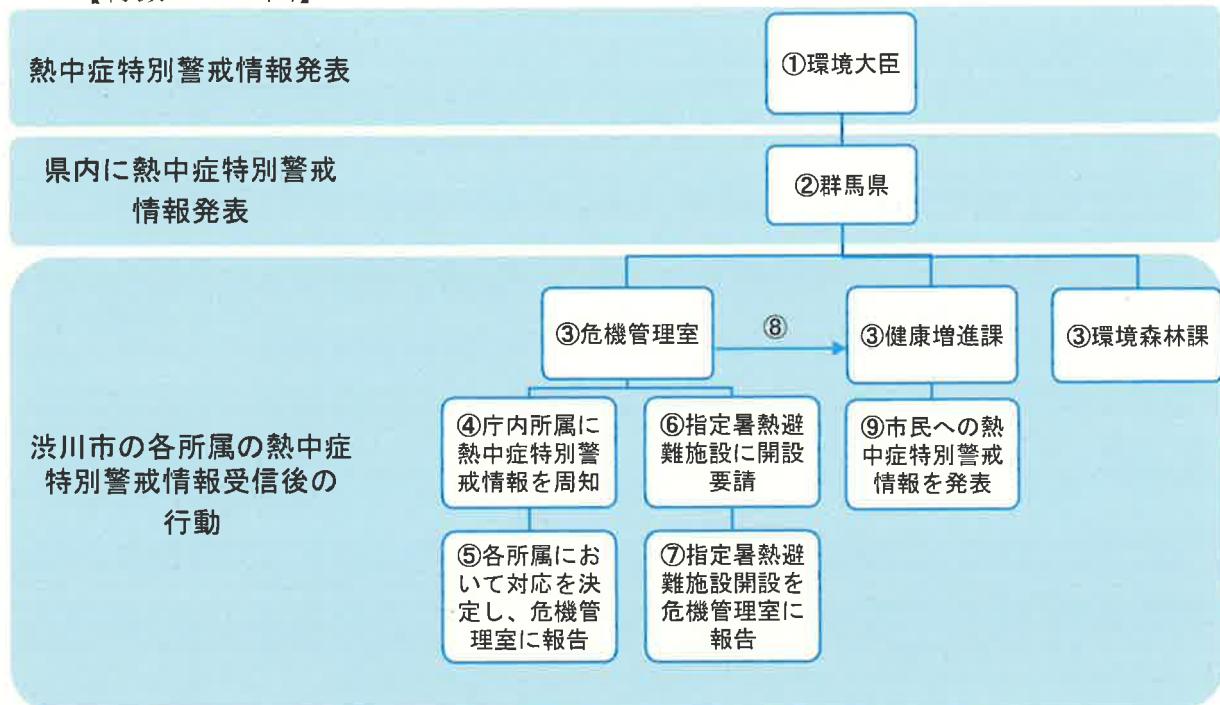
- ①住民及び関係のある公私の団体への伝達体制の構築
- ②適応法制度内容を市ホームページに周知
- ③市内民間事業者からの熱中症対策普及団体、「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」申請窓口の設置
- ④「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」の指定、所在地、開放可能日を市ホームページで公表
- ⑤「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」における開設準備
- ⑥「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」発表時における各所属の行動についての検討依頼

(2) 運用期間について

令和6年6月1日（土曜日）から10月31日（木曜日）までとします。

※運用期間は前年の気温等を参考に毎年度、変更する可能性があります。

(3) 「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」発表時における対応について
【行動フロー図】



- ①環境大臣により熱中症特別警戒情報が群馬県に伝達されます。
- ②群馬県は環境大臣より伝達された「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」を県内市町村に伝達します。
- ③渋川市では危機管理室、環境森林課及び健康増進課において「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」を受信します。
- ④危機管理室は市役所各所属に対し「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」を発表し、各所属における対応を促します。
- ⑤各所属は危機管理室からの情報により「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」受信時の対応を構築し、危機管理室にその旨報告します。その後は適宜情報共有を図ります。
- ⑥危機管理室は各公民館へ「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」の開設を要請します。
なお、市内の「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」は11公民館となります。

【指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）】

中央公民館（渋川東部公民館）、金島公民館、渋川公民館

渋川西部公民館、古巻公民館、豊秋公民館、伊香保公民館

小野上公民館、子持公民館、赤城公民館、北橘公民館

- ⑦各公民館は「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」の開設完了について危機管理室に報告します。その後は適宜情報共有を図ります。
- ⑧危機管理室は「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」が開設された旨を健康増進課に情報提供します。
- ⑨健康増進課は市ホームページや市LINE及び防災無線を活用し市民への「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」及び「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」が開設された旨を発表します。

(4) 「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」発表時における対応について

①発表基準

渋川市では県内いずれかの暑さ指数情報提供地点において暑さ指数が31以上と予測された場合に渋川市独自の「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」を発表します。

②市民への公表

「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」と異なり、今回の適応法改正でも対応方法に変更がないことから、環境省、気象庁より「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」が発表された後に、健康増進課より市ホームページ、市LINE等を通じ市民向けに情報伝達を行います。なお、前橋市内における暑さ指数情報提供地点の暑さ指数が33を超えた際には防災無線により注意喚起を行います。

③市民が利用できる暑さ対策施設として市独自に「しぶかわ涼みどころ」として小中学校、学校給食協同調理場、幼稚園、保育所、こども園、各有料施設を除く全ての市有施設を指定し、冷房器具のない市民等が暑さ対策として一時立ち寄ることができる環境を整備します。

なお、「しぶかわ涼みどころ」の利用可能日、時間は施設の通常開設日及び開設時間となります。各所属において「しぶかわ涼みどころ」として指定可能な施設情報の提供を依頼します。提供された施設情報は全庁での共有及び市ホームページへ掲載します。この「しぶかわ涼みどころ」については、管理人が常駐している施設であり、冷房設備が常備された施設とします。

④民間施設の利用について

市民が利用できる「しぶかわ涼みどころ」について、市内民間施設でも開設いただけよう、各所属で所管している民間事業者情報を提供いただき、提供情報先に対し書面により協力依頼を行います。また、隨時での申請に対応できるよう、市ホームページにも募集情報を掲載します。

⑤各所属の対応

「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」及び「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」発表時における施設管理、事業実施及びイベント（直営、補助を含む）等への対応についてあらかじめ各所属に対策方針の策定を依頼します。その際に、イベント毎の対応方針を定めます。また各所属において作成した対策方針については一括して情報管理を行うとともに全庁的に情報を共有します。

4 熱中症に関する情報について

(1) 「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」とは

①発表単位

熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、暑さへの対策を促すために環境省・気象庁が提供する情報で、全国府県単位で発表されます。

②発表基準

発表対象地域内の暑さ指数情報提供地点のいずれかで暑さ指数が33以上と予測された場合に発表されます。

群馬県内には「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」と同様、暑さ指数情報提供地点が13箇所ありますが、「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」と異なり、13箇所の中でいずれかで暑さ指数が3

3以上と予測された場合に発表されます。

③発表タイミング

前日の午後5時頃及び当日の午前5時頃に最新の予測値を基に発表されます。

④情報提供期間

熱中症特別警戒情報と同様、毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までとなり、令和6年度は4月24日(水曜日)から10月23日(水曜日)までとなります。

(2)「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」とは

①発表単位

熱中症の危険性に対する注意喚起のために、群馬県内に設置された暑さ指数情報提供地点13箇所全てにおいて暑さ指数が35以上になった際に環境大臣が発するものです。

【群馬県内の暑さ指数情報提供地点】

みなかみ町藤原字屋倉、みなかみ町湯原、草津町草津、沼田市井土上町、中之条町伊勢町、嬬恋村田代、前橋市昭和町前橋地方気象台、桐生市元宿町、高崎市上里見町、伊勢崎市宮子町、下仁田町西野牧、館林市富士原町、神流町大字黒田字坂井道下

②暑さ指数(WBGT)について

暑さ指数(WBGT: Wet Bulb Globe Tempereture)は気温、湿度、日射量等から推定する熱中症予防の指數です。

31以上は危険、28以上31未満は厳重警戒、25以上28未満は警戒、25未満は注意となります。

③運用期間について

4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までとなり、令和6年度は4月24日(水曜日)から10月23日(水曜日)となります。

④「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」の発表のタイミング

環境大臣が前日の午前10時頃時点における翌日の予測値で判断し、前日の午後2時頃に発表することになります。

なお、当該情報の有効期間は、「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」の発表の午前0時から午後11時59分までとなります。

⑤クーリングシェルターについて

適応法第21条第1項に規定されており、熱中症による住民の健康に係る健康被害の発生を防止するため、市町村長があらかじめ指定する施設です。指定要件として、適当な冷房施設を有することや当該「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」の期間中に住民その他の者に開放できることがあります。

民間施設の指定も可能ですが、適応法第21条第3項の規定により、当該施設管理者との間に環境省令で定める事項を規定した協定を締結することとされています。

この「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」については適法法第21条第4項の規定により、名称、所在地、開放可能日及び開放による受入可能人数をあらかじめ公表することとされています。

資料3

生活圏へ出没する有害鳥獣の連絡体制を強化します

近年、市街地付近等生活圏に出没する有害鳥獣が増えています。

渋川市は、これまでにも有害鳥獣の出没時には市民及び関係機関への注意喚起を行っていましたが、今回、通学時の安全対策に関する連絡体制を強化し市民へ迅速に情報を伝達します。

1 概 要

渋川市は、ツキノワグマやシカ、イノシシなどの有害鳥獣が出没した場合に、ほつとメールや市公式LINEにより情報提供を行い、人的被害の発生するおそれがある場合は、防災行政無線の放送も併せて注意喚起を実施しています。

近年、市街地付近等生活圏に出没する有害鳥獣が増加しており、連絡体制の遅れが人的被害につながるおそれがあることから、今までの連絡体制について、教育委員会の連絡網を活用することで連絡体制を更に強化し、迅速に市民及び関係機関へ情報の伝達を行います。

2 市内での有害鳥獣（イノシシ）出没メール配信件数

- ・令和3年度=11件
- ・令和4年度=12件
- ・令和5年度=11件
- ・令和6年度=9件（令和6年4月～5月の2カ月間）

3 防災行政無線での獣害予防目的の放送回数

	イノシシ	クマ	カモシカ	サル
令和2年度	10	11	0	0
令和3年度	2	5	1	2
令和4年度	4	12	0	0
令和5年度	2	16	0	1

4 連絡体制の強化

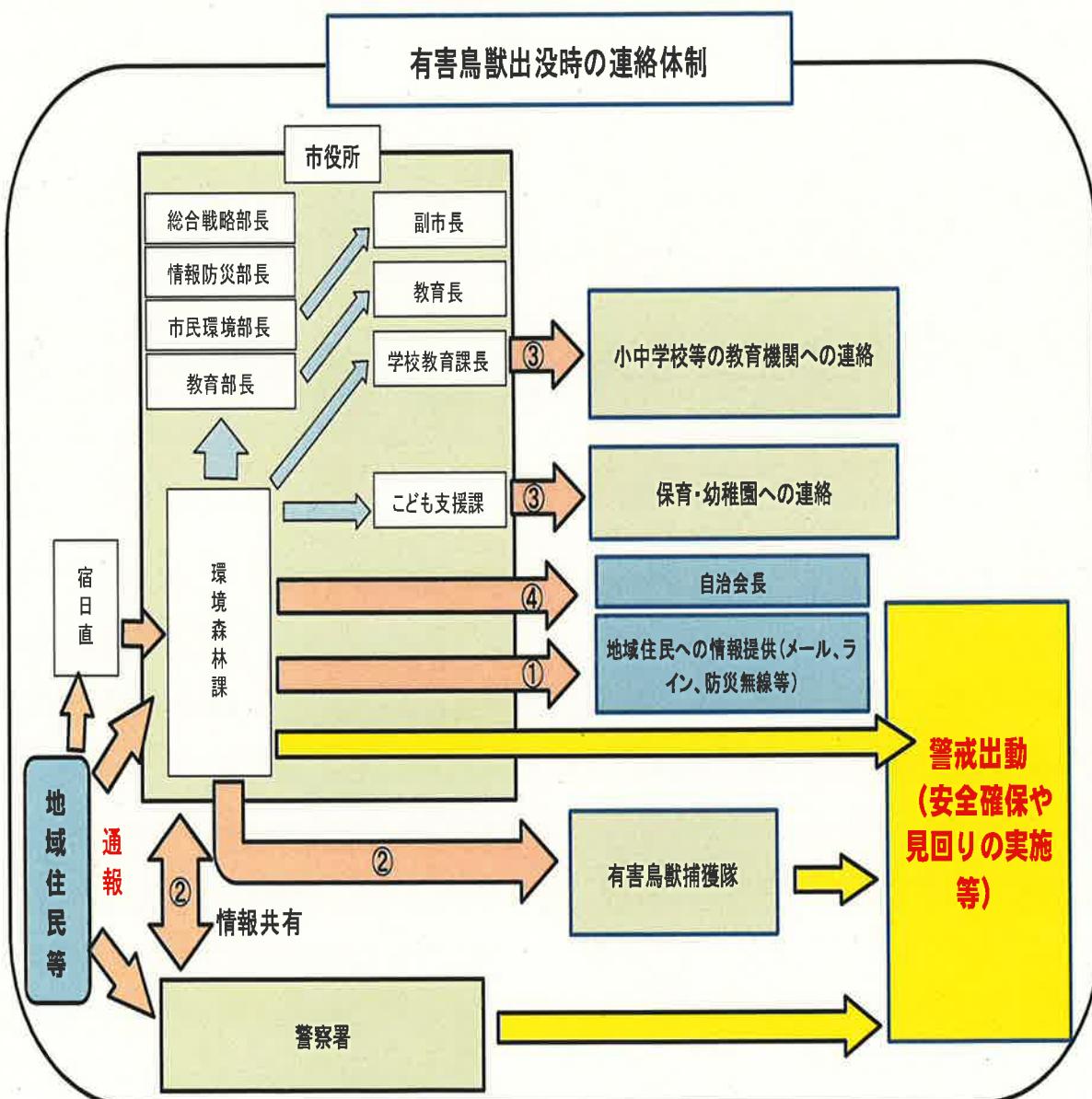
（1）これまでの体制

- ①目撃情報があった場合、環境森林課職員がメール及びLINEを配信、必要に応じ防災行政無線の放送の依頼を行う
- ②渋川警察署及び猟友会へ情報共有を行い、必要に応じ出動依頼を行う
- ③小中学校や保育・幼稚園等が付近にある場合は、直接小中学校へ連絡し注意喚起を行い、保育・幼稚園等へはこども支援課から連絡を依頼する
- ④自治会長へ情報提供を行う。

(2) 今後の体制

(1) の③について、早朝や夕方夜間等、小中学校担当者と連絡が付かない可能性もあり、情報の伝達が遅れる可能性がありました。今後は、環境森林課担当者から各小中学校担当者ではなく、環境森林課担当者から環境森林課長へ報告し、環境森林課長から学校教育課長（教育委員会）へ連絡することにより、教育委員会の連絡網が活用でき、迅速に小中学校へ情報が伝わり、そこから保護者等へ注意喚起の伝達につなげます。

併せて環境森林課長から総合戦略部長、情報防災部長、市民環境部長及び教育部長へ報告を行い、危機管理対策及び広報の各部署へ情報共有を行うとともに、市民環境部長から副市長へ、教育部長から教育長へ報告を行います。



5 有害鳥獣に遭遇したら

- ・野生動物の活動が活発となる時間帯は、早朝や日没前後となります。目撲情報が頻発している時は、外出を控えて遭遇しないようにしてください。
- ・イノシシ等野生動物に遭遇した場合は、野生動物を刺激するような行為（大声を上げる、物を投げつける等）は行わないでください。慌てて走って逃げたりせず、野生動物の行動を確認しながら、物陰に隠れてその場から離れる、安全な建物や車の中に入るなど、身体の安全を確保してください。
- ・避難等により危険がなくなったら、市役所や警察へ通報してください。

■問い合わせ先

市民環境部 部長 田中 良（内線1100）

担当：環境森林課（電話0279-22-2114）

課長 入澤 仁（内線1140）

森林・気候変動対策係長 山田 豊（内線2130）

資料4

渋川市ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)の返礼品として 「『頭文字D』コラボグッズ」の提供を開始します

渋川市は、アニメや漫画の舞台となった場所をファンが訪れる「アニメツーリズム」を推進しています。その取り組みの一環である「『頭文字D』×SHIBUKAWA」シリーズにおいて作成した「頭文字D」コラボグッズを、ふるさと応援寄附金の返礼品として新たに提供を開始します。

日本国内のみならず、海外においても根強い人気を誇る「頭文字D」の作中には、渋川市内の風景をモデルとして描かれた場面が多く存在し、多くのファンにより市内の「聖地巡礼」が行われています。

コラボグッズを返礼品として提供することにより、渋川市と「頭文字D」の関わりをより幅広く周知し、県内外からの来訪者増加による交流人口の拡大を図るとともに、ふるさと納税制度を活用した地域経済の活性化につなげていきます。

1 返礼品として提供を開始する頭文字Dコラボグッズ

- (1) 【『頭文字D』×SHIBUKAWA】ナンバープレート&ネックストラップセット
=必要寄附金額：1万2,000円、数量：30個
- (2) 【『頭文字D』×SHIBUKAWA】マンホール缶バッジ コンプリートセット
=必要寄附金額：1万4,000円、数量：100個
- (3) 【『頭文字D』×SHIBUKAWA】マンホールタオル コンプリートセット
=必要寄附金額：2万1,000円、数量：20個
- (4) 【『頭文字D』×SHIBUKAWA】マンホールメダル コンプリートセット
=必要寄附金額：2万9,000円、数量：20個
- (5) 【『頭文字D』×SHIBUKAWA】マンホールコースター（コルク） コンプリートセット
=必要寄附金額：7万3,000円、数量：20個

※商品名に「マンホール」の文言が入る商品は、市内7箇所に設置されている頭文字Dデザインマンホール蓋のデザインを使用した商品となります

※(1)(2)(4)については、渋川市内の店舗でのみ販売している商品です

2 返礼品提供事業者

名称：渋川地区物産振興協会
代表者：会長 烏山 真
事務局：渋川市産業観光部 観光課観光振興係

3 申込方法

返礼品の提供数に限りがあるため、在庫管理の都合上、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」からの申し込みに限定します。

4 申込受付開始日 令和6年6月10日(月) 午前9時

5 その他

(1) 返礼品として提供を開始する上記商品は、現在、渋川駅前プラザ内「しぶさん」のほか、市内外の一部店舗及びインターネット通販で販売しています。

詳細は、「頭文字D×SHIBUKAWA」公式ホームページをご確認ください。

※URL https://initiald-shibukawa.com/collabo_goods.html

※返礼品以外の商品も掲載されています

(2) これまでに渋川市のふるさと応援寄附金の返礼品として提供した頭文字Dコラボグッズは次のとおりです。

①オリジナルフレーム切手セット「頭文字D ようこそ渋川市へ」：平成30年10月1日～

②「頭文字Dオリジナルフレーム切手セットVOL. 2」：平成31年3月25日～

参考

商品参考画像

(1) ナンバープレート&ネックストラップセット

販売価格：3,520円(税込)



(2) マンホール缶バッジ コンプリートセット

販売価格：3,850円(税込)



(3) マンホールタオル コンプリートセット

販売価格：6,160円(税込)



(4) マンホールメダル コンプリートセット

販売価格：8,400円(税込)



(5) マンホールコースター(コルク) コンプリートセット

販売価格：21,560円(税込)



■問い合わせ先

〈ふるさと応援寄附金に関すること〉

総合戦略部 部長 鴻田 吉史（内線2105）

担当：広報室（電話0279-22-2396）

室長 熊迫 徳三（内線2419）

シティブランド発信係 小杉 早苗（内線2416）

〈頭文字Dコラボグッズに関すること〉

産業観光部 部長 金井 裕昭（内線4899）

担当：観光課（電話0279-22-2873）

課長 西脇 正悟（内線4880）

観光振興係 石坂 崇（内線4881）

資料5

渋川市北上野農業振興館を利活用する事業者を募集します

渋川市は、「北上野農業振興館」を利活用する事業者を募集します。

都心から好アクセスな立地条件や自然豊かな環境を最大限に活用した事業提案を幅広く募集し、地域の活性化や産業振興につなげることを目指します。

1 概 要

北上野農業振興館は、関越自動車道赤城インターチェンジから約1kmと近く、近隣に四季折々の自然を楽しめる赤城自然園やグランピングリゾート施設、地元の野菜を販売する農産物直売所など観光施設が充実しており、地域の活性化や産業の振興に有効活用ができる施設です。

渋川市は、この施設の好アクセスな立地条件や自然豊かな環境を最大限に活かして、有効に利活用する事業者を募集します。

2 対象施設

渋川市北上野農業振興館

- ・所在地：渋川市赤城町北上野287-1
- ・建物敷地面積：576.81m²
- ・建物床面積：204.54m²
- ・建物構造：木造平屋建
- ・建築年：平成18年1月



※駐車場は、隣接する農産物直売所及び公共トイレとの共同利用となります

3 貸し付けに関する主な事項

(1) 契約方法

借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約で、契約期間は5年～20年までです。

(2) 貸付価格

貸し付けは有償で、提案された価格をもとに定めます。

※貸し付けに関する市の基準価格（土地・建物総額）

=年額24万8,310円（別途消費税及び地方消費税を加算）

4 地域貢献に関する事項

以下のような地域に貢献できる事業を提案する法人、個人事業主又はその他団体に貸し付けます。

(1) 地域活性化

施設の利活用により、社会貢献や経済貢献等、地域活性化への貢献に寄与するもの

(2) 市内雇用の創出

市民の雇用を積極的に創出し、地域創生の一環として、「ひと」と「しごと」づくりに貢献し、賑わいのある「まち」づくりに寄与するもの

(3) 地域住民との交流

地域住民との交流を図れるような利活用を行うもの

5 応募スケジュール

- (1) 募集要項配布：令和6年6月1日(土)～7月8日(月) ※閉庁日を除く
- (2) 募集要項配布場所：農政課振興係（渋川市役所第二庁舎）
※市ホームページからダウンロードできます
- (3) 応募受付期間：令和6年6月10日(月)～7月8日(月)
- (4) 質問・現地説明：随時受付

6 選定スケジュール

応募書類は選定委員会により審査し、優先交渉権者を決定します。

- (1) 一次審査：令和6年8月上旬（書類審査）
- (2) 二次審査：令和6年9月上旬（プレゼンテーション、面接）
- (3) 優先交渉権者決定：令和6年10月上旬

■問い合わせ先

産業観光部 部長 金井 裕昭（内線4899）
担当：農政課（電話0279-22-2593）
課長 山本 泰浩（内線4971）
振興係長 川田 美穂子（内線4972）

資料6

美術館開館記念展Ⅲ 「第21回渋川市民美術展」を開催します

美術館開館記念展の第3弾として、渋川市民美術展を6月7日(金)から23日(日)まで開催します。市内在住者等が制作した日本画、洋画、彫刻などを一堂に展示し、日頃の創作活動の発表の機会とします。

1 目 的

渋川市内在住者等の日頃の創作活動の発表の場を提供するとともに、観覧者に芸術文化に親しんでいただることにより、文化の香り高いまちづくりを推進することを目的に、新しい渋川市美術館の開館記念展の第3弾として、「第21回渋川市民美術展」を開催します。

2 期 間 令和6年6月7日(金)～23日(日) 午前10時～午後5時

※美術館休館日の火曜日を除く

※最終日の6月23日(日)は午後4時まで

3 会 場 渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館 企画展示室 (渋川市石原6-1 渋川市役所第二庁舎1階)

4 展示作品 日本画(水墨画)、洋画(水彩画)、版画、彫刻

5 出 品 者 渋川市在住、在勤、在学または渋川市出身者で、16歳(高校生)以上の人

6 展示方法 全応募作品を展示します ※計80点(予定)

7 賞の授与

渋川美術協会の会員全員による審査により、優秀作品には賞を授与します。

※賞の種別：渋川美術協会賞、渋川市長賞、渋川市議会議長賞、渋川教育委員会教育長賞、渋川市美術館長賞、渋川市美術館友の会長賞、上毛新聞社賞ほか

8 主 催 渋川美術協会

9 共 催 渋川市教育委員会

参考

開館記念展の実施状況

1 開館記念展 I 「渋川を愛でる美術展2024」

- (1) 開催期間 令和6年3月3日(日)～31日(日) 午前10時～午後5時
- (2) 会 場 渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館 企画展示室
- (3) 内 容 「渋川の街」をテーマとして募集した作品の展示

2 開館記念展 II 「コドモ@しぶひい：あーとで変身！仮装とフラグ」

- (1) 開催期間 令和6年4月26日(金)～5月26日(日) 午前10時～午後5時
- (2) 会 場 渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館 企画展示室
- (3) 内 容 こどもたちがワークショップに参加して制作した作品の展示

■問い合わせ先

教育部 部長 斎藤 章吉（内線4930）

担当：美術館

館長 中山 久子（電話0279-25-3215）

管理学芸係長 川野 篤志（電話0279-25-3215）

資料7

二子山部屋こども相撲教室を開催します

渋川市赤城町南赤城山に合宿所を構える大相撲二子山部屋の協力のもと、6月8日(土)に、子どもを対象とした相撲教室を開催します。

1 概 要

6月3日(月)から渋川市赤城町南赤城山で合宿を行う大相撲二子山部屋の協力のもと、相撲を志す子どもたちに、プロの力士を身近に感じ、日本古来の武道である相撲の精神を広く伝えることを目的とした、こども相撲教室を開催します。

2 日 時 令和6年6月8日(土) 午前9時～正午

3 会 場 二子山部屋合宿所（赤城町南赤城山地内）

4 参 加 者 県内（高崎市および太田市）の小学生4人

5 内 容

所属力士の稽古を見学の後、二子山親方指導のもと、所属力士とともに、子どもたちに相撲の稽古を行います。

前回に引き続き、県全体の子どもたちを対象に、青少年の健全な育成を目指し活動する、桐生相撲道場（代表者 城代 治男氏）の皆さんが出張します。

稽古終了後は、ちゃんこを食べながら親方と子どもたちの懇談が行われます。

参考

1 二子山部屋について

東京都葛飾区柴又に部屋を構える相撲部屋で、西前頭十五枚目の狼雅（ろうが）を始め15人の力士が所属。師匠は元大関の雅山（みやびやま）。

今回のこども相撲教室は、6月3日(月)から9日(日)まで行われる赤城合宿に併せて開催するものです。（6月6日(木)は、稽古はお休みです）

2 渋川市と二子山部屋との交流

- ・令和元年6月10日 渋川市赤城町南赤城山で二子山部屋合宿所土俵開き
二子山親方が市役所を訪れ市長表敬
朝稽古見学受け入れ
- ・令和元年8月6日 二子山親方、所属力士による春日園慰問
- ・令和5年6月14日 二子山親方が市役所を訪れ市長表敬
- ・令和5年6月17日 二子山部屋こども相撲教室
- ・令和5年9月1日 二子山親方を「日本のまんなか しぶかわ応援大使」に委嘱
- ・令和5年10月21日 二子山部屋こども相撲教室

3 会場及び駐車場



■問い合わせ先

総合戦略部 部長 鴻田 吉史（内線2410）
担当：政策戦略課（電話0279-25-8419）
課長 小野 篤史（内線2420）
未来戦略係長 斎藤 大輔（内線2423）